

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）
における情報提供義務について

平成28年2月
資源エネルギー庁
電力市場整備室

1. ハーグ条約とは

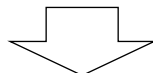
国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約。

2. 電気事業者における情報提供義務について

【現行】

外務大臣は、ハーグ条約に基づき、子の迅速な返還の履行のため、一般電気事業者又は特定電気事業者に対して、以下の情報の提供を求めることができる。

日本国からの返還又は面会その他の交流を求められている子及び当該子と同居していると思料される者の氏名に合致する契約者の氏名、住所、連絡先（電話番号等）、電気使用開始又は終了年月日及び振込用紙・領収書等の届け先



【4月以降】

電気事業者の分類が見直されることに伴い、情報提供義務の主体を、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び小売電気事業者へと変更する予定。

3. 実務に際して

ハーグ条約上の義務である「子の迅速な返還」を実現するためには、子及び子と同居する者の所在を速やかに特定する必要がある。

電気の需要家たる個人は、一般送配電事業者又は特定送配電事業者の送配電設備を通じて電気の供給を受けているため、一義的には、当該両事業者が保有する情報を通じて、国内における電気の需要家たる個人を特定することが可能である。

その上で、小売電気事業者のみが保有する情報（振込用紙・領収書等の届け先についての情報）が追加的に必要な場合は、当該事業者に情報の提供を求めることが適当である。このため、4月以降の情報提供義務者として、小売電気事業者も位置づけることとする。